

保険証の廃止について

令和6年12月2日より従来の保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行していることから、現在、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方の保険証の有効期限は令和7年7月31日に満了となっております。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、マイナ保険証か資格確認書で受診してください。
現在お手元にある資格確認書は、令和8年7月31日まで利用できます。

※令和8年7月31日よりも前に有効期限が到来する場合はその有効期限までとなります。

国民健康保険

- マイナ保険証をお持ちの方 → そのままお使いください。
- マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請によらず資格確認書が交付されております。

後期高齢者医療制度

- マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書が交付されております。

受診の際はぜひマイナンバーカードをご利用ください。

マイナンバーカードを保険証として利用することで以下のメリットがあります。

- ① 資格確認書よりも医療費を20円節約できます。
- ②過去のお薬情報や健康診断結果を確認できるようになるため、より適切な医療を受けることができます。
- ③限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ④引っ越し等で変更が生じても証の差し替えの必要がなくなります。

※他の健康保険から国民健康保険への切り替えなど、加入する健康保険が変わった場合は、これまで通り加入、脱退の手続きが必要です。

お問合せ
総合福祉センター「ハピネス」内
下川町保健福祉課 医療給付係
TEL : 01655-4-2511